

第1516回（9月17日）

イギリスにおける農政の新展開

柘植徳雄

ECでは1992年末に向けて市場統合が進展中であり、またウルグアイ・ラウンドの側圧を受ける中で農業保護の見直しが行われている。こうしたなかで農政も新たな展開を迫られている。2月に実施した現地調査を踏まえて、最近のEC農政の動きをトレースし、イギリスを事例にその施策の具体的内容について紹介した。

1. ECの農政改革の基本方向を整理すれば、①需給調整政策の展開と、所得政策における直接所得支払いの導入、②農業政策への環境政策の導入、③農業における地域政策・農村政策の強化、となる。①を具体的にみれば、牛乳の出荷割当制の継続・強化、穀物等における市場メカニズム重視及び補足措置としてのセット・アサイド導入、それに保護水準引き下げのもとでの限界地・限界農場に対する所得援助措置の強化を指摘できる。②の環境政策は環境保全地域（ESA）政策、生産粗放化政策、農場内植林助成政策などから成る。また③の地域政策・農村政策としては、条件不利地域（LFA）農業政策、農業経営多角化政策、構造関連基金の改革による地域政策の展開が挙げられる。

こうした農政改革の背景には、農産物過剰問題の深刻化と財政負担の増大、農業調整の国際的圧力、1992年市場統合に伴う農業財政節減圧力と地域間の経済格差拡大阻止の要請、そして環境・地域問題への関心の高まりがある。

農政改革の最新局面として注目されるのはマクシャリー提案である。穀物価格の大幅引き下げと直接所得支払いの導入がその特徴であって、その成り行きはウルグアイ・ラウンドの展開にも影響を与えるであろう。

ECの農政改革を評価する際には、1980年代の国際農産物市場の混乱にECが大きくか

かわっているとしても、ECの農業保護が、先進福祉国家としてのECの手厚い福祉政策、ならびに巨大市場への移行過程で発生した寡占体制、などの結果生じた経済停滞によってもたらされた面のあることを、忘れてはならないであろう。そのほか、ドイツを先頭にECが農業環境分野で積極的である点は評価するべきであろう。

2. イギリスにおけるEC農政改革の具体的展開として、LFA農業政策、農業投資補助政策、ESA事業、農場内植林助成事業、セット・アサイド事業、農場経営多角化事業、硝酸塩汚染監視地域事業、肉牛・羊粗放化事業、農業関連の地域政策などを取り上げ、その内容についてみた。

イギリスの場合に特徴的なのは、農業環境政策に対する取り組みの熱心さであろう。1984ないし85年を境に、イギリスの農政は近代化農政の正当性の擁護から環境政策の導入へと転換したが、その背景には、環境勢力の増大ならびに農業保護削減の動きの中で農業団体・農務省が路線変更を図ったことがあった。カントリーサイド・コミッションは農業環境政策をパイロット的に実施し、資金の豊富な農務省に継承させることで、先導的役割を果たしている。イギリスにおける農業環境政策の導入についての理解を複雑なものにしているのは、ECからの受益の増大という意図も絡んでいる点である。現在、農業勢力は環境保全補償金の受給によって農業保護削減の一部をカバーしようとしているかにみえるが、環境勢力の秘められた狙いが環境破壊的な高価格支持の廃止にあることから、今後、農業勢力と環境勢力との間のあつれきが再び高まらないともかぎらない。マクシャリー提案による直接所得支払型の農業保護政策への転換という問題提起のなかで、農業勢力とは大規模農場層であったことが明確になってくる面もあり、農業のポリシー・コミュニティへの影響も注目される。